

議案第 154 号

伊賀市公民館条例の一部改正について

伊賀市公民館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公民館条例の一部を改正する条例

伊賀市公民館条例（平成 16 年伊賀市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表いがまち公民館の項位置の欄中「702 番地」の次に「、6243 番地」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

公民館使用料

(1) いがまち公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
ホール	950 円	1,260 円	1,260 円
会議室	210 円	210 円	210 円
小ホール	2,200 円	3,140 円	3,770 円
和室	310 円	420 円	520 円

備考 冷暖房使用料は、使用料の 2 分の 1 の額（10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を加算する。

(2) 阿山公民館

施設名	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00
会議・工作室	320 円	420 円	420 円

(1/3室)			
会議・工作室 (2/3室)	630 円	840 円	840 円
会議・工作室 (1室)	950 円	1,260 円	1,260 円
和室	420 円	560 円	560 円
サークル活動室 (1/3室)	320 円	420 円	420 円
サークル活動室 (2/3室)	630 円	840 円	840 円
サークル活動室 (1室)	950 円	1,260 円	1,260 円
パソコン室	630 円	840 円	840 円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を加算する。

(3) 大山田公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
研修室	630 円	840 円	840 円
会議室	320 円	420 円	420 円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を加算する。

(4) 青山公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
第1講座室 (1階和室)	420 円	530 円	530 円
中ホール(2階)	530 円	630 円	630 円
和室(2階)	210 円	210 円	210 円
第2講座室 (3階洋間)	420 円	530 円	530 円

料理実習室 (3階)	840 円	1,050 円	1,050 円
ロビー (1階)	110 円	110 円	110 円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後のいがまち公民館の使用に係る手続については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、伊賀市公民館条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の使用料については、なお従前の例による。